

『事業承継の際の相続税・贈与税 の納税猶予制度』

納税資金の負担が重く、
事業を継続できるか不安だ。

自社株式の価値が上がり、
納税額が高額になりそうだ。

納税猶予制度を
利用したいが、
手続きがよく分からない。

一定の手続きを経ることで事業承継の際の
相続税・贈与税の納税が猶予されます。

1. 自社株式の相続税・贈与税の納税が猶予されます

スムーズな事業承継を支援するために、相続税や贈与税について税制の特例（納税猶予）があります。

○相続税の納税猶予

現経営者の相続又は遺贈により、その親族である後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税が猶予されます。

○贈与税の納税猶予

現経営者からの贈与により、その親族である後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税が猶予されます。

（注1）親族とは、①6親等の血族（甥、姪等）、②配偶者、③3親等以内の姻族（娘婿等）です。

（注2）納税猶予の対象となる自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総数の3分の2までの部分です。

具体例

納税猶予の適用を受けると、次の例の様に大きな効果が期待できます。

（例…相続税の場合）

自社株式	7億円	→ 後継者 A が取得
その他財産	3億円	→ 非後継者 B が取得
合計	10億円	

（注）相続人は、子2人（後継者 A と非後継者 B）とする。

〈後継者 A の納付税額〉

納税猶予の適用を受けない場合
約 2 億 6,000 万円

納税猶予の適用を受ける場合
約 3,600 万円

（納税猶予税額：約 2 億 2,000 万円）

2. 納税猶予を受けるための主な要件

納税猶予を受けるためには、以下の主な要件を満たすことが必要です。

(1) 会社の主な要件

- 中小企業者であること。

【中小企業者】

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

- 上場会社、風俗営業会社でないこと。
- 従業員が1人以上であること。
- 資産管理会社に該当しないこと。

資産管理会社とは、総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上の会社（資産保有型会社）、及び、総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の占める割合が75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

ただし、常時使用従業員が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には資産管理会社には該当しないものとされます。

(2) 現経営者の主な要件

- 会社の代表者であったこと。
- 相続開始直前において、現経営者と現経営者の親族などとして総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であったこと。

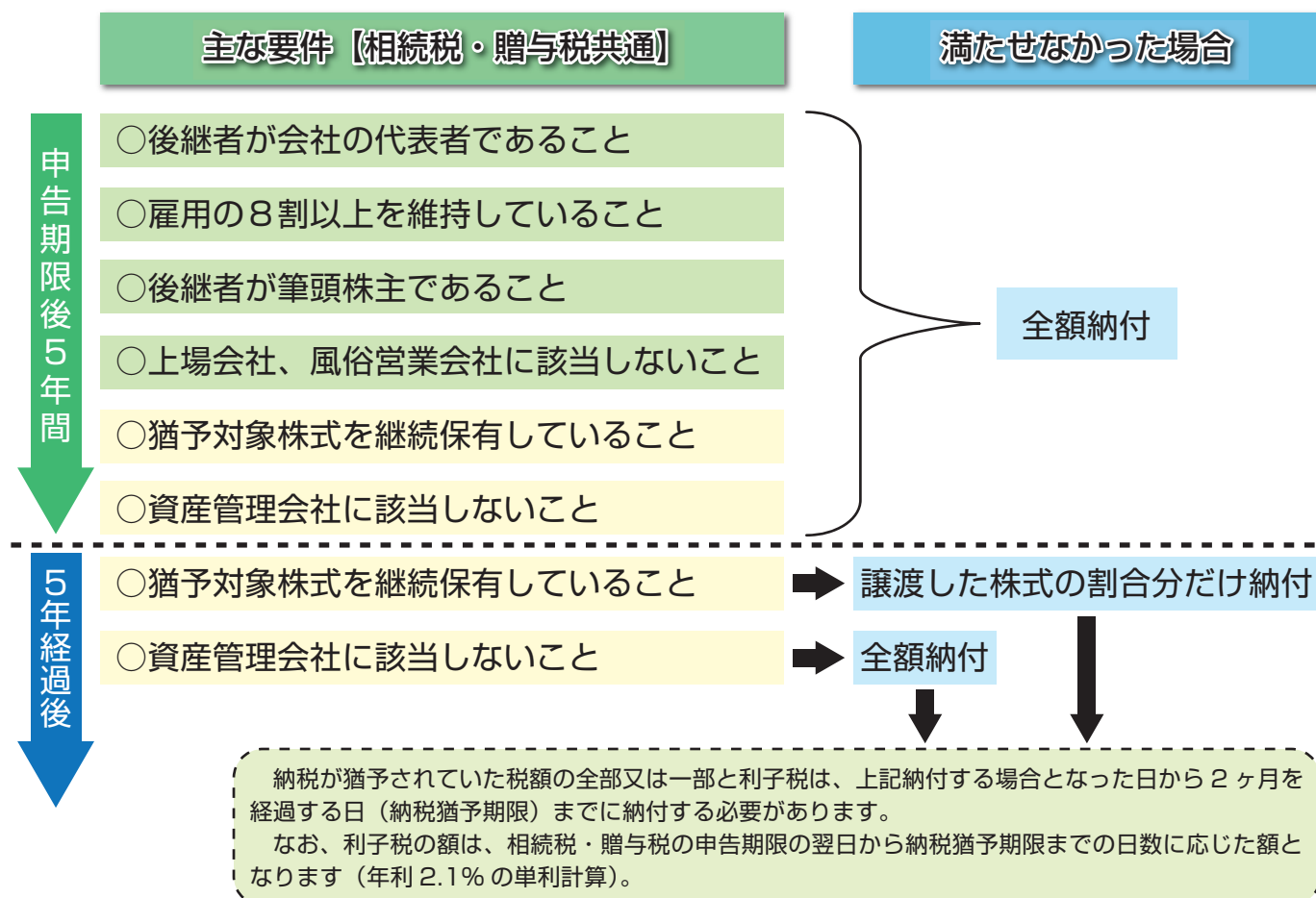
※贈与税の納税猶予の場合には、贈与時に役員を退任していることが必要です。

(3) 後継者の主な要件

- 現経営者の親族であること。
- 相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること。
※贈与税の納税猶予の場合には、贈与日に20歳以上で、贈与の直前3年以上役員であったことが必要です。
- 相続開始時において、後継者と後継者の親族などとして総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であること。

3. 納税猶予を続けるために満たすべき主な要件

納税猶予を続けるためには次の主な要件を満たすことが必要です。満たせなかった場合には、納税猶予額の全額あるいは一部の納付が必要となります。



次の場合には、猶予されていた税額の納付が全額免除されます。

- (1) 現経営者が死亡した場合【贈与税】
- (2) 後継者が死亡した場合【相続税】 【贈与税】

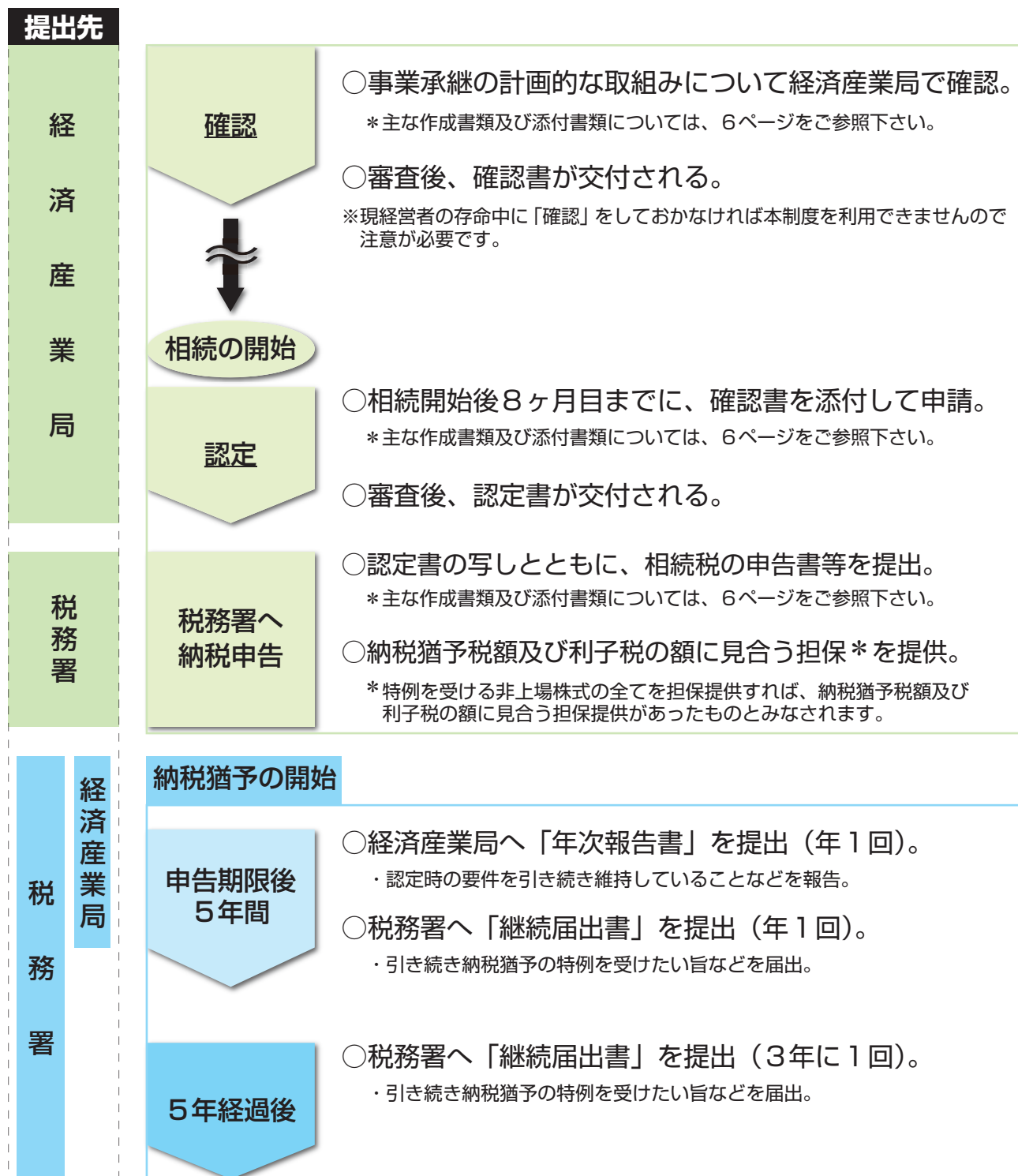
また、申告期限後5年経過後は、上記(1)(2)に加え、次の場合も税額の納付が免除されます。

- (3) 会社が破産・特別清算した場合（直前5事業年度の配当・過大役員給与を超える猶予税額を免除）【相続税】 【贈与税】
- (4) 親族以外の者に納税猶予を受けた会社の株式の全部を譲渡した場合（譲渡対価を超える猶予税額を免除）【相続税】 【贈与税】
- (5) 次の後継者に猶予対象株式を生前贈与して贈与税の納税猶予を受ける場合（贈与税の納税猶予対象分を免除）【相続税】

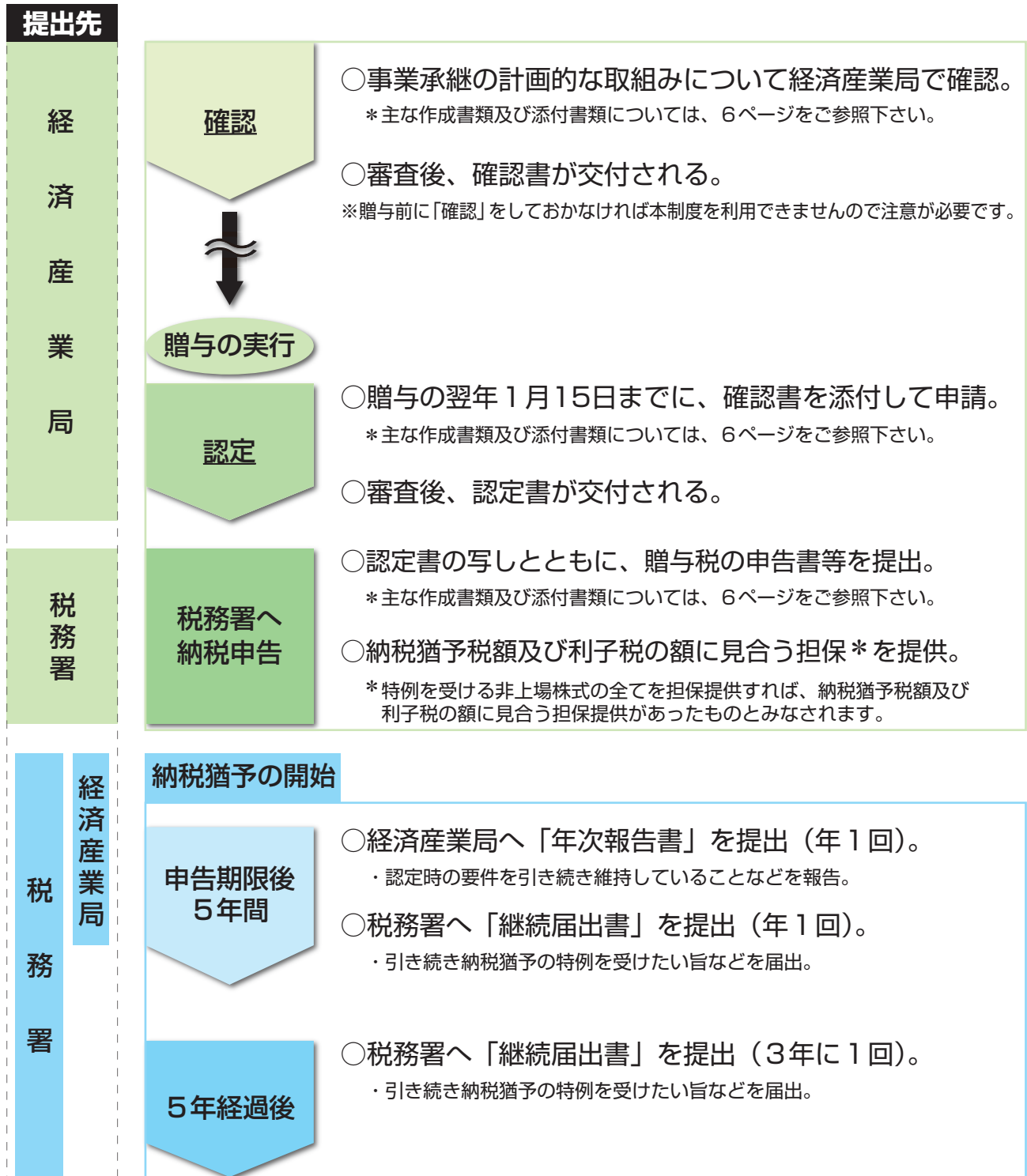
4. 納税猶予を受けるための手続き

相続税・贈与税の納税猶予を受けるためには、「経済産業大臣の確認」、「経済産業大臣の認定」、「税務署への納税申告」の手続きが必要となります。

(1) 相続税の納税猶予についての手続



(2) 贈与税の納税猶予についての手続



5. 主な作成書類及び添付書類

確認 （提出先：各地方経済産業局の産業部中小企業課） ※有効期限はありません。	
主な作成書類	主な添付書類
☐ 承継計画書（後継者の確定、株式や事業用資産の計画的承継等）（1 ページ程度） ☐ 確認申請書（2 ページ程度）	☐ 定款及び株主名簿の写し ☐ 登記事項証明書 ☐ 上場会社又は風俗営業会社でない旨の誓約書 ☐ 現経営者及びその親族の戸籍謄本又は抄本

認定（相続認定の場合） （提出先：各地方経済産業局の産業部中小企業課）	
主な作成書類	主な添付書類
☐ 認定申請書（4 ページ程度）	☐ 経済産業大臣から交付された確認書 ☐ 定款及び株主名簿の写し ☐ 登記事項証明書 ☐ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続税の見込額を記載した書類 ☐ 従業員数証明書 ☐ 貸借対照表、損益計算書等 ☐ 上場会社又は風俗営業会社でない旨の誓約書 ☐ 被相続人、相続人及び親族の戸籍謄本又は抄本

納税猶予（相続税の場合） （提出先：被相続人の住所地を所轄する税務署）	
主な作成書類	主な添付書類
☐ 相続税の期限内申告書 ・非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細書等を添付	☐ 経済産業大臣から交付された認定書の写し ☐ 認定を受けるための認定申請書の写し ☐ 定款及び株主名簿の写し ☐ 登記事項証明書 ☐ 従業員数証明書 ☐ 後継者の戸籍謄本又は抄本 ☐ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ☐ 貸借対照表、損益計算書等

(相談先)

税理士

税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理会連合会 TEL: 03-5435-0931 (代) <http://www.nichizeiren.or.jp>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

(独) 中小企業基盤整備機構は、中小企業の事業承継を総合的にサポートしています。

→(独) 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 事業承継・知的資産経営支援室

TEL: 03-5470-1576 <http://www.smrj.go.jp>

なお、以下の中小企業庁のホームページで、納税猶予制度についてより詳しく解説している「中小企業事業承継ハンドブック」や、各種手続きについて記載している「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル」をご覧ください。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

(申請窓口)

事業承継税制等のお問い合わせ・申請窓口一覧

下記、内容については、以下の各地域の経済産業局にお問い合わせください。

1. 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認について
2. 事業承継税制の前提となる経済産業大臣の認定等について

【地域の経済産業局一覧】

部局名	電話・FAX	住所	対象地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-2311(代表) 011-709-1783(直通) 011-709-1786(FAX)	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条2-1-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-263-1111(代表) 022-222-2425(直通) 022-215-9463(FAX)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	青森県、秋田県、岩手県、 山形県、宮城県、福島県
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-601-1200(代表) 048-600-0321(直通) 048-601-1294(FAX)	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通) 052-951-9800(FAX)	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	愛知県、岐阜県、三重県、 富山県、石川県
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6000(代表) 06-6966-6023(直通) 06-6966-6083(FAX)	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5615(代表) 082-224-5661(直通) 082-224-5643(FAX)	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	岡山県、広島県、鳥取県、 島根県、山口県
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8900(代表) 087-811-8529(直通) 087-811-8558(FAX)	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	香川県、徳島県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447(直通) 092-482-5393(FAX)	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡県、佐賀県、熊本県、 長崎県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-0031(代表) 098-860-1755(直通) 098-860-3710(FAX)	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	沖縄県

中小企業庁 財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 TEL: 03-3501-5803

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>